

沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱の制定について

発出年月日：平成19年9月25日

文書番号：沖例規会3

公表範囲：全文

改正 平成25.3 沖例規務4

沖縄県警察本部における建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名競争入札の適正かつ円滑な実施を図るため、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査委員会に関する要綱」を別添のとおり制定し、平成19年10月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県警察本部(以下「警察本部」という。)が発注する建設工事(以下「工事」という。)及び庁舎管理業務(警察本部庁舎の警備等管理に係る業務の委託をいう。以下「管理業務委託」という。)の適正かつ円滑な実施を図るため、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和52年沖縄県告示第445号)第5条第1項に規定する建設業者格付名簿に登録されている者その他沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第133条第1項の規定により、沖縄県知事が定めた指名競争入札参加資格に関する規程に基づき作成された指名競争入札参加資格者に係る名簿に登録されている者(以下「有資格者」という。)に指名停止に該当する行為があった場合の警察本部の措置並びに指名停止審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(措置の決定)

第2条 有資格者について、この要綱に定めるところにより何らかの措置を行う必要がある場合の当該措置の決定は、沖縄県警察本部長(以下「本部長」という。)がこれを行う。

(指名停止審査会)

第3条 この要綱に定めるところにより、何らかの措置を要する事案又は何らかの措置を要するおそれのある事案について、必要な事項を調査審議するとともに措置についての意見を調整するため、警察本部に指名停止審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長及び審査員で構成する。

3 会長は、警務部長をもって充てる。

4 審査員は、警務部会計課長(以下「会計課長」という。)、会計課次席、会計課施設指導官及び会計課課長補佐(管財・営繕担当)をもって充てる。

(審査会の運営)

第5条 審査会は、会長が招集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、会計課長がその職務を代理する。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の者に対し、審査会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(指名停止)

第5条 本部長は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

- 2 本部長が指名停止を行ったときは、指名担当者(工事の発注又は庁舎管理業務委託に際し、競争入札に付すための業者の指名又は随意契約を行うための業者の選定について最終的に意思の決定を行う者をいう。以下同じ。)は、契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該有資格者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人に関する指名停止)

第6条 本部長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者(庁舎管理業務委託に係る有資格者を除く。)である下請負人があることが明かになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 本部長は、前条第1項の規定により共同企業体(庁舎管理業務委託に係る有資格者の場合を含む。以下同じ。)について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。
- 3 本部長は、前条第2項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第7条 有資格者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍(当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第9号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第9号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 本部長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

- 4 本部長は、有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 本部長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 本部長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の通知)

第8条 本部長は、第5条第1項若しくは第6条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し通知書(様式第1号)により遅滞なく通知するものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 本部長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が警察本部の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 指名担当者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ本部長の承認を受けたときはこの限りではない。

(下請等の禁止)

第10条 工事に係る契約事務担当者(警察本部又は警察署において工事請負契約に係る事務を担当する者をいう。)は、指名停止期間中の有資格業者が当該契約担当者の担当する契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 本部長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(措置要件該当業者等の報告)

第12条 契約事務を主管する課の長は、有資格者について、この要綱に定めるところにより何らかの措置を要する事由又は何らかの措置を要するおそれのある事由があると認めるときは、遅滞なく指名停止措置要件該当業者報告書(様式第2号)により、本部長に報告しなければならない。

(関係発注機関に対する通報)

第13条 本部長は、第5条第1項若しくは第6条各項の規定により指名停止を行い、第7条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、関係機関通知書(様式第3号)により速やかに関係機関に通報するものとする。

(審査会の庶務)

第14条 審査会の庶務は、警務部会計課において処理する。

(秘密の保持)

第15条 会長及び審査員その他審査会の運営に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏

らしてはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、工事又は庁舎管理業務委託の契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関し必要な事項は、会計課長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日沖例規務第4号)

別表第 1 (第 5 条、第 7 条関係)

その 1 工事に係る県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 警察本部の発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 警察本部において発注した工事（以下この表において「県警発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>3 県内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 上記 2 に掲げる場合のほか、沖縄県警察本部の発注する工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 警察本部の発注する工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆が死亡若しくは負傷し、又は公衆に損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>6 上記 5 以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆が死亡若しくは負傷し、又は公衆に損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 警察本部の発注する工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者が死亡又は負傷したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内</p>
<p>8 上記 7 以外の工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者が死亡又は負傷した場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内</p>

その2 庁舎管理業務委託に係る契約違反等に基づく措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 庁舎管理業務の委託契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(契約違反) 2 委託契約の実施に当たり、契約に違反したことにより、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内

別表第2 (第5条、第7条関係)

その1 工事に係る贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄) 1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が警察職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)	4か月以上12か月以内
(2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)	3か月以上9か月以内
(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	2か月以上6か月以内
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3か月以上9か月以内
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内
(3) 使用人	2か月以上6か月以内
3 次の(1)又は(2)に掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	1か月以上3か月以内
(1) 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内
(独占禁止法違反行為)	1か月以上3か月以内
4 警察本部の発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以	当該認定をした日から3か月以上9

下「独占禁止法」という。) 第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	か月以内
5 本県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
6 県外の公共機関が発注した工事に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。 (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から1か月以上9か月以内
7 次の(1)又は(2)に掲げる者が、沖縄県警察本部が発注する工事に関し、競売入札妨害又は談合(以下「談合等」という。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内
8 次の(1)又は(2)に掲げる者が、本県内の他の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等又は使用人	3か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内
9 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県外の公共機関が発注した工事に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (建設業法違反行為)	2か月以上12か月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内
10 県内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
11 次の(1)又は(2)に掲げる工事に関し、建設業法に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 警察本部が発注する工事 (2) (1)以外の沖縄県発注工事 (不正又は不誠実な行為等)	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 1か月以上9か月以内
12 別表第1及び上記1から11に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (暴力団又は暴力団関係者)	当該行為を認定した日から1か月以上9か月以内

13 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団関係者であると認められる場合を含む。）	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
14 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
15 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から6か月以上12か月以内
16 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているとき。 (その他)	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

その2 庁舎管理業務委託に係る贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が警察職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4か月以上12か月以内
(2) 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務管理委託に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
(3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2か月以上6か月以内
2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3か月以上9か月以内
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以内

(3) 使用人	1 か月以上3 か月以内
3 次の(1)又は(2)に掲げる者が本県以外の地域の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	2 か月以上6 か月以内
(2) 一般役員等	1 か月以上3 か月以内
(独占禁止法違反行為)	
4 庁舎管理業務委託に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、委託契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3 か月以上9 か月以内
5 本県内において業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、委託契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2 か月以上9 か月以内
6 県外の公共機関と締結した委託契約に関し、代表役員等又は一般役員等が独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1 か月以上9 か月以内
(競売入札妨害又は談合)	逮捕又は公訴を知った日から
7 次の(1)又は(2)に掲げる者が、庁舎管理業務委託に関し、競売入札妨害又は談合(以下「談合等」という。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4 か月以上12か月以内
(1) 代表役員等	3 か月以上12か月以内
(2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から
8 次の(1)又は(2)に掲げる者が、本県内の他の公共機関と締結した委託契約に関し、談合等の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上12か月以内
(1) 代表役員等	2 か月以上12か月以内
(2) 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から
9 次の(1)又は(2)に掲げる者が、県外の公共機関と締結した委託契約に関し、談合等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上12か月以内
(1) 代表役員等	1 か月以上12か月以内
(2) 一般役員等	
(法律違反行為)	当該認定をした日から1 か月以上9 か月以内
10 県内において、独占禁止法以外の法律(以下「法律」という。)の規定に違反し、委託契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から
11 次の(1)又は(2)に掲げる業務に関し、法律に違反し、委託契約の相手方として不相当であると認められ	

るとき。	2か月以上9か月以内
(1) 警察本部と締結した庁舎管理業務委託	1か月以上9か月以内
(2) (1)以外の沖縄県と締結した庁舎管理業務委託 (不正又は不誠実な行為等)	当該行為を認定した日から1か月以上9か月以内
12 別表第1及び上記1から11に掲げる場合のほか、業務 に関し不正又は不誠実な行為をし、委託契約の相手方と して不相当であると認められるとき。 (暴力団又は暴力団関係者)	当該認定をした日から1年を経過し、 かつ、改善されたと認められるまで
13 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係 者であると認められる場合(代表役員等及び一般役員等 以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団又は 暴力団関係者であると認められる場合を含む。)	当該認定をした日から6か月以上12 か月以内
14 有資格者又は有資格者の役員等が、自社、自己若しく は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加え る目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用 するなどしているとき。	当該認定をした日から6か月以上12 か月以内
15 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団 関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与 しているとき。	当該認定をした日から2か月以上9 か月以内
16 有資格者又は有資格者の役員等が、暴力団又は暴力団 関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関 係を有しているとき。 (その他)	当該認定をした日から1か月以上9 か月以内
17 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等 が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起さ れ、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45 号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の 相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9 か月以内

様式第1号(第8条関係)

通 知 書

沖 会 第 号
年 月 日

(会 社 名)
(代 表 者 名) 殿

沖縄県警察本部長

沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱(平成19年●月●日付け沖例規会第●号ほか)第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり(指定停止・停止期間の変更・指名停止の解除)を行ったので通知します。

記

- 1 指名停止期間(停止期間の変更又は指名停止の解除日)
年 月 日から 年 月 日までの間
- 2 ○○の理由
- 3 指名停止措置の範囲

備考 1 1には、指名停止又は停止期間の変更を行う場合はその期間を、指名停止の解除を行う場合は解除日をそれぞれ記載すること。
2 2には、指名停止、停止期間の変更又は指名停止の解除の理由を記載すること。
3 3には、指名停止措置の範囲について記載すること。なお、指名停止を解除する場合にも指名停止されていた措置の範囲を明確にするため記載すること。

様式第2号(第12条関係)

沖 会 第 号
年 月 日

警 察 本 部 長 殿

○ ○ 課 長

指名停止措置要件該当業者報告書

みだしのことについて、沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱(平成19年●月●日付け沖例規会第●号ほか)第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 対象業者

住所 ○○○

会社名 ○○○

代表者(職)氏名 ○○○○

2 措置を要する理由

様式第3号(第13条関係)

沖 会 第 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ ○ 殿

沖縄県警察本部長

関係機関通知書

沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託契約に係る指名停止等の措置並びに指名停止審査会に関する要綱(平成19年●月●日付け沖例規会第●号ほか)第13条の規定に基づき、下記のとおり(指名停止・停止期間の変更・指名停止の解除)を行ったので通知します。

記

1 対象業者

住所 ○○○

会社名 ○○○

代表者(職)氏名 ○○○○

2 指名停止期間(停止期間の変更又は指名停止の解除日)

年 月 日から 年 月 日までの間

3 ○○の理由

4 指名停止措置の範囲

備考 1 1には、対象業者名を記載すること。

2 2には、指名停止又は停止期間の変更を行う場合はその期間を、指名停止の解除を行う場合は解除日をそれぞれ記載すること。

3 3には、指名停止、停止期間の変更又は指名停止の解除に応じ、その理由を記載すること。

4 4には、指名停止措置の範囲について記載すること。なお、指名停止を解除する場合にも指名停止されていた措置の範囲を明確にするため記載すること。